

9月18日以降（平日節電タイム）における産業界の節電

- 平日の節電タイム（8：30－20：30）においては、一律に2割の節電目標は設定することはしないが、国民生活や企業の生産活動に過度な影響がない形で、引き続き、需要減1割確保に向けたできる限りの節電の協力を要請。
- 土日祝日や、早朝・夜間など節電タイム以外の時間帯においては、節電を気にすることなく、普段通りの企業活動を推奨。
- 具体的な節電取り組みの変化については下表の通り。大臣発表後、速やかに関係省庁を通じて周知を図る。

<個別分野における節電の対応の例>

	引き続き節電をお願いするもの	国民生活・生産活動に過度な影響が生じる場合には節電が不要となるもの
工場	・照明、空調、バックオフィス部門の節電等 ・生産・出荷に影響を与えないラインの夜間シフト等については可能な限り要請	・生産・出荷に不可欠なラインの無理な停止は不要
鉄道	・照明、空調、バックオフィス部門の節電等	・列車の間引き運転は不要
イベント(スポーツ・コンサート等)	・照明、空調、バックオフィス部門の節電等	・中止は不要
観光(ホテル等) 店舗(小売等)	・照明、空調、バックオフィス部門の節電等	・営業時間の短縮等は自主判断